

# インボイス制度 説明資料

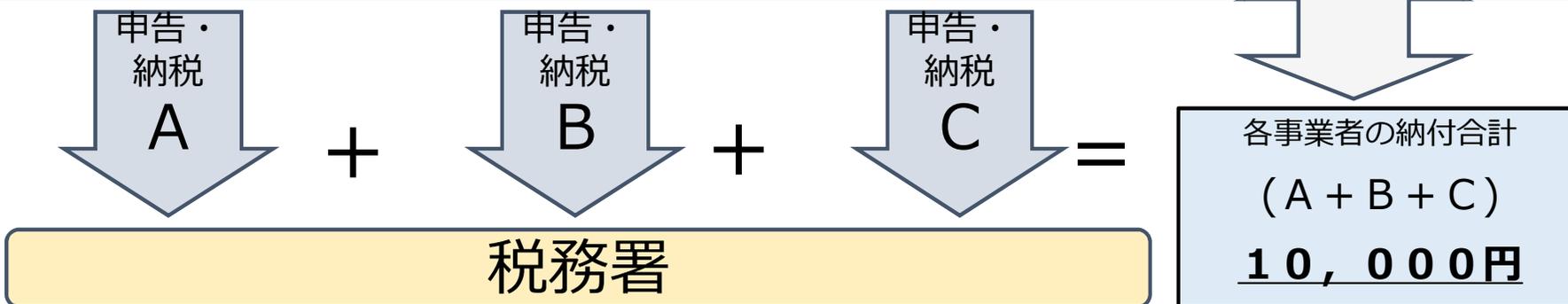
国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室  
令和5年9月

# 1. インボイス制度の概要

# ○ 消費税ってどんな税？

消費税は… 納税する者(事業者)と、負担する者(消費者)が異なることが予定されている税  
 = **間接税**

取引	製造業者 	卸売業者 	小売業者 	消費者 
	売上げ 50,000円 消費税① <u>5,000円</u>	売上げ 70,000円 消費税② <u>7,000円</u>  仕入れ 50,000円 消費税① <u>5,000円</u>	売上げ 100,000円 消費税③ <u>10,000円</u>  仕入れ 70,000円 消費税② <u>7,000円</u>	支払金額 110,000円
消費税	納付税額 ① = <u>5,000円</u>	納付税額 ②-① = <u>2,000円</u>	納付税額 ③-② = <u>3,000円</u>	消費者が負担した 消費税 <u>10,000円</u>



# ○ 事業者免税点制度（いわゆる免税事業者制度）とは？

## 事業者免税点制度の概要

○ 前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。

○ 基準期間(前々事業年度)のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

## 制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

## 消費税の転嫁のあり方

課税事業者

免税事業者



○ 消費税が課税されると事業者はA+Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。  
(Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

○ 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているので、その分の値上げを行う必要がある。  
(免税事業者がBを超えてAの全部または一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)

# ○ インボイス制度の概要

## 消費税の納税額計算

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れの消費税額} = \text{消費税額}$$

(仕入税額控除)

## インボイス制度とは

- > **令和5年10月1日**に開始される、**複数税率の下で適正な課税を確保**するための**仕入税額控除の方式**です。

## 仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した**帳簿**及び**インボイス**などの請求書等の**保存**が仕入税額控除の要件となります。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<b>インボイス</b> 等 の保存

**ここが  
変わります**

# ○ インボイスの記載事項①

**インボイス**とは…「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するもの（書類の名称は問いません）をいいます。

## 【現行の区分記載請求書等保存方式】

～令和5年9月

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

### (ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

令和5年10月～

## 【インボイス制度】

### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

- ・ 仕入明細書による対応も可能
- ・ 複数書類を合わせて記載事項を満たすことが可能

### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することが可能。

### (ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生します

# ○ インボイスの記載事項②

## 仕入明細書による対応

- インボイス制度においても、**買手が作成**する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する**登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる**点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の**確認を受けたものに限られる**点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書  
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中  
登録番号：T123456... (株) △△  
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
∴	∴	∴	∴	∴
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

## 仕入明細書等の記載事項

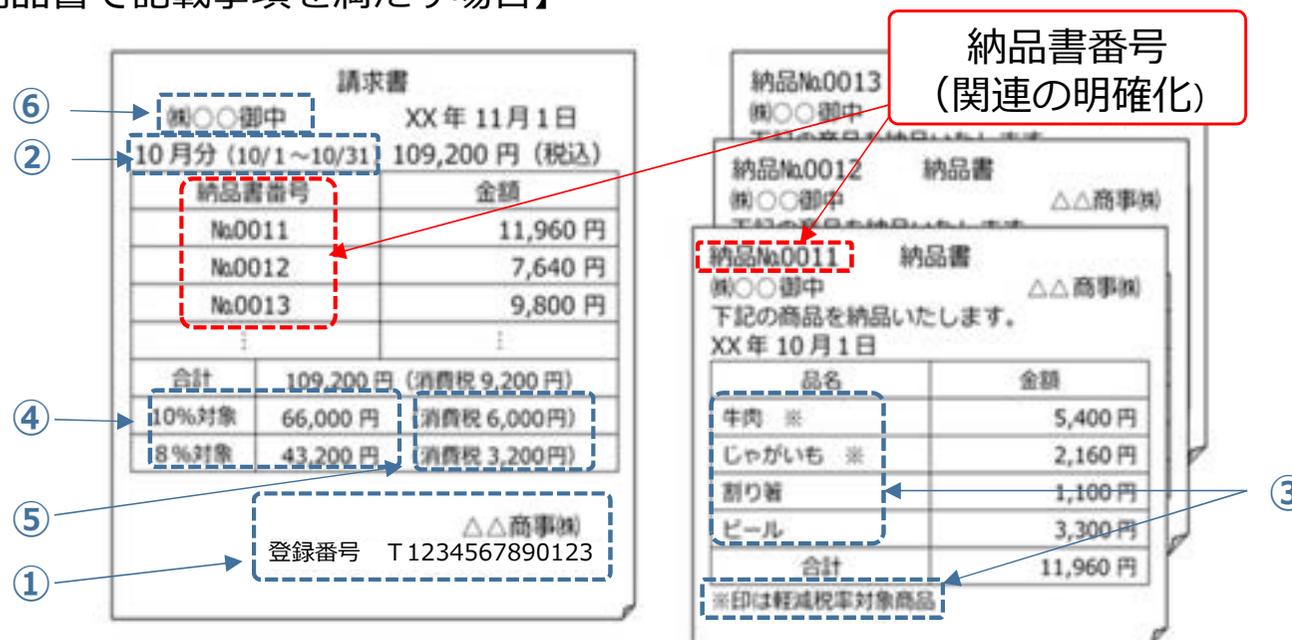
- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② **課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号**
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

# ○ インボイスの記載事項③

## 複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な**複数の書類全体で記載事項を満たしていれば**、これら複数の書類を合わせて**一のインボイスとすることが可能**です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



### 記載事項

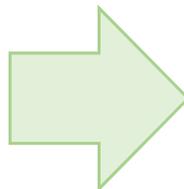
- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

# ○ 登録しない場合の取引先への影響



## 疑問

当社が**登録しない**と  
どうなるんだろう・・・



登録をしないと、売上先（B社）にインボイスを交付できない  
売上先（B社）は、インボイスがなければ仕入税額控除ができ  
なくなるが、経過措置が適用されるため・・・

インボイス  
制度後



## B社の納付税額

当初の  
3年間

$$\text{③ 2,600円 (売上税額)} - \text{② 1,600円 (仕入税額)} = \text{1,000円 (納付税額)}$$

80% 控除可

その後  
3年間

$$\text{③ 2,600円 (売上税額)} - \text{② 1,000円 (仕入税額)} = \text{1,600円 (納付税額)}$$

50% 控除可

経過措置期間  
終了後

$$\text{③ 2,600円 (売上税額)} - \text{② 0円 (仕入税額)} = \text{2,600円 (納付税額)}$$

ポイント

制度開始後**6年間**は、仕入税額の次の**一定割合を控除**できる経過措置が設けられていま  
す（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

登録したら、  
申告が必要なんですよ・・・

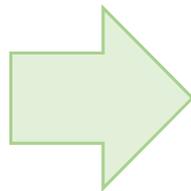


# ○ 登録して課税事業者となった場合



## 疑問

申告って、**どう計算**するの？  
**売上の10%を納税**  
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、  
**インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば...**



## **A社** の納付税額



控除可

$$\begin{array}{r} \textcircled{2} \\ 2,000\text{円} \\ \text{売上税額} \end{array} - \begin{array}{r} \textcircled{1} \\ 1,200\text{円} \\ \text{仕入税額} \end{array} = \begin{array}{r} \mathbf{800\text{円}} \\ \text{納付税額} \end{array}$$

## ポイント

納付税額は、売上の10%ではなく、  
**仕入税額控除後の金額**です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

**簡易課税制度・2割特例**により**非常に簡易**に納付税額を計算することができます

簡易課税や2割特例って...



# ○ 簡易課税制度

## ▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

ポイント

2

インボイスは  
保存不要

※ 消費税額は、  
税率ごとに区分  
して計算する  
必要があります。

$$\text{売上げの消費税額} \text{ <sup>マイナス</sup> } \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$



ポイント 1

売上税額が分かれば  
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は  
業種ごとに  
決められている

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

通訳案内士  
は第五種

# ○ 2割特例

## ▶ 2割特例を適用する場合の計算方法

ポイント

2

インボイスは  
保存不要

※ 消費税額は、  
税率ごとに区分  
して計算する  
必要があります。

売上げの消費税額 <sup>マイナス</sup> 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

ポイント

1

売上税額が分かれば  
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の  
2割

簡易課税制度選択届出書を提出して  
いる事業者であっても、2割特例に  
より申告することができます。

(例) 1年間の売上げが700万円  
(税70万円) の事業者の場合

ステップ1

70万円 × 80% = 56万円  
売上税額 仕入税額

ステップ2

70万円 - 56万円 = 14万円  
売上税額 仕入税額 納付税額

ポイント

3

2割特例の適用により、**事務負担と税負担の軽減**※を図ることができます

- ※1 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象となります。
- ※2 適用期間は、R5.10.1~R8.9.30までの日の属する課税期間です。
- ※3 消費税の申告に際して、仕入れや経費の実額計算やインボイスの保存は不要です。

## ○ 2割特例

### ただし… 2割特例を適用する場合の留意点

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者に適用されるため、以下のいずれかに該当する場合には、2割特例は適用できません。
  - 1 インボイス発行事業者でない課税事業者
  - 2 次に掲げる場合などのようにインボイス制度と関係なく課税事業者となる者
    - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
    - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
    - ・ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

**【例】 免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係**（基準期間の課税売上高のみを考慮している）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

# ○ 売手の留意点（インボイス発行事業者の義務）

> インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

## ○ インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（又は簡易インボイス）を交付する

## ○ 返還インボイスの交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する

（注）売上げに係る対価の返還等の金額が**1万円未満の場合**を除く。【R5税制改正】

## ○ 修正したインボイスの交付

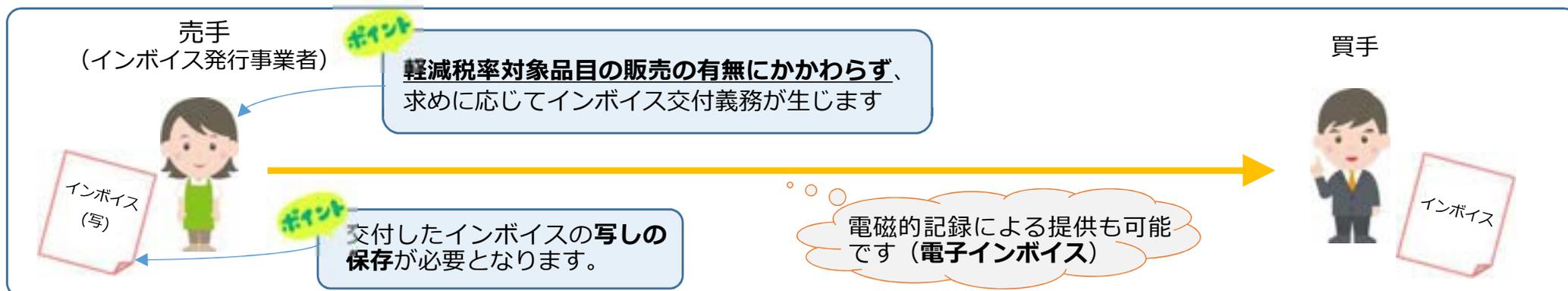
交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）に誤りがあった場合に、修正したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）を交付する

## ○ 写しの保存

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）の写しを保存する

※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することも可能。



## ○ 買手の留意点（保存が必要となる請求書等の範囲）

### 保存が必要となる請求書等の範囲

- > 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。
- ① 売手が交付するインボイス又は簡易インボイス
  - ② 買手が作成する仕入明細書等  
（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するもので、インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限る。）
  - ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
  - ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

# ○ 買手の留意点（インボイス制度における特例）

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のもの**は、**インボイスの交付義務が免除**される。
- また、**インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

## <売り手の特例>

### <適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

## <買い手の特例>

### <卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

### <帳簿のみ保存>

- 1万円未満の課税仕入れ【**少額特例（R5税制改正で措置）**】  
※ 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高5,000万円以下である事業者に限る。（令和11年9月30日までの取引）
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

≪帳簿のみ保存の特例（少額特例を除く）を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

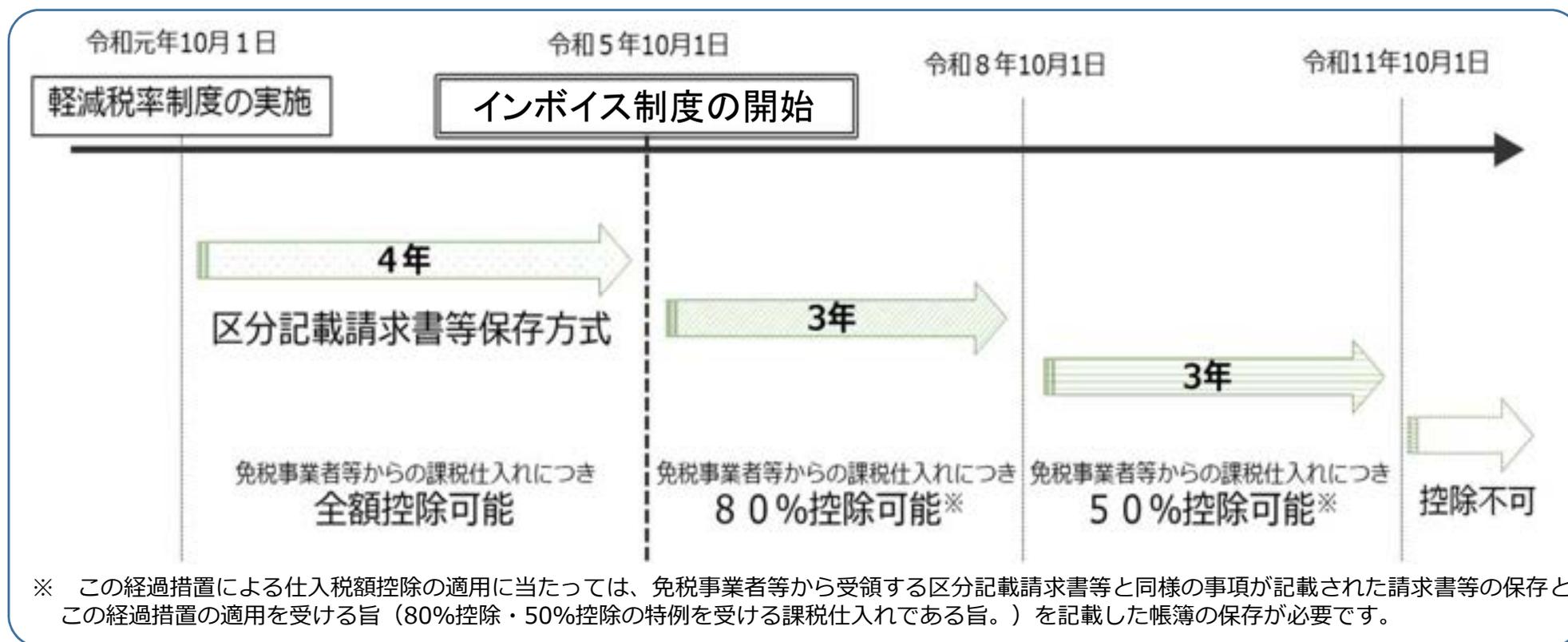
総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方(円)
4	3		J R ● ● 運賃 公共交通機関	10%	300
4	4		〇〇地下鉄 運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

# ○ 買手の留意点（免税事業者との取引）

## 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



# ○ 登録の判断



**疑問**  
登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度又は2割特例の適用により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 売上先の数が少ない事業者は、売上先に直接相談することも考えられます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
- なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます  
(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談することも検討しましょう

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

**仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）**

制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



## 【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



## ➤それ、下請法違反です！



発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

## 【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



## ➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、**一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「**買ったたき**」として問題になるおそれがあります。

## 【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

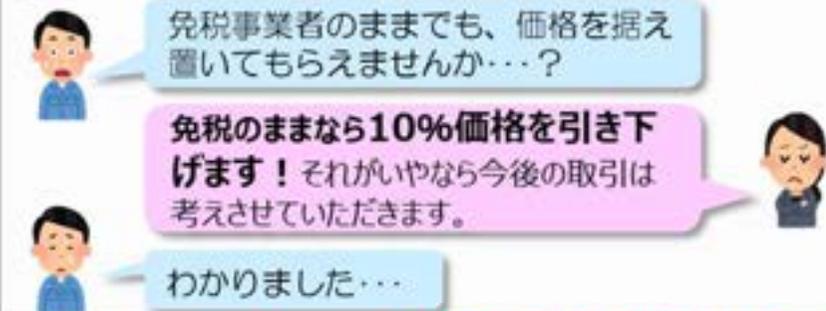
### ① 要請文書発出



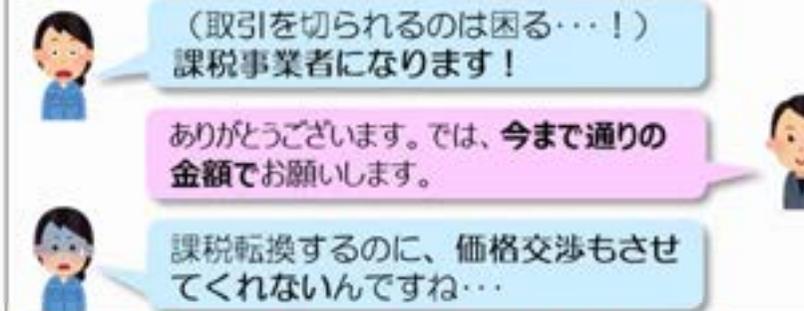
### ② 要請文書には…



### ③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



### ③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



## ➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し**、価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

## 【想定事例】

- 発注事業者（課税事業者）が、経過措置<sup>(注)</sup>により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

### ① 文書の発出

いきなり何だろう…？

取引先 A  
(免税事業者)

取引先 B  
(免税事業者)

経過措置はあるけど、  
免税事業者だから、消  
費税相当額を支払う  
必要はないわね

通告

発注事業者  
(課税事業者)

### ② 文書には…



**通告**  
インボイス制度の  
実施後も課税事業者  
に転換せず、免税  
事業者を選択する  
場合には、消費税相  
当額を取引価格から  
引き下げます。

## ➤ それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

# ○ 免税事業者の登録申請手続（インボイス発行事業者となる場合）

- **インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）を提出する必要があります。**

※ 免税事業者が登録を受けるためには、原則として、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、当該届出書を提出しなくても、経過措置の規定により登録を受けることができます。

- **令和5年9月30日（同日は土曜日ですが、10月2日（月）に延長されません（注））までに提出すれば、令和5年10月1日に登録されることとなりますが、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録を受けることをお決めの方は早めの申請をおすすめします。**

※ 令和5年9月30日までに提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。

（注） 郵送による提出の場合、令和5年9月30日までの通信日付印があるものまでが、令和5年10月1日の登録を受けることができます。

特設サイト  
申請手続



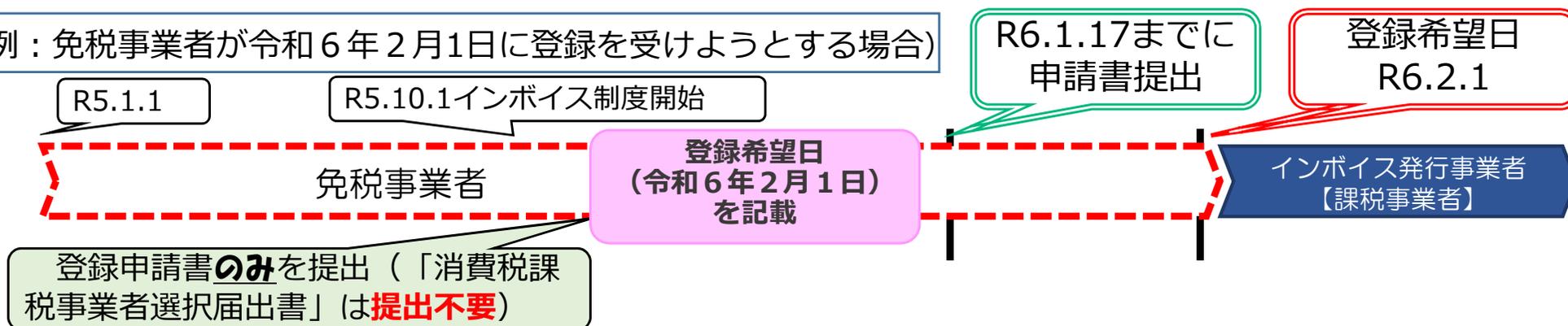
## 【制度開始後の登録】

令和5年10月2日以後であったとしても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においては、**登録希望日（申請書提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。**

## 【登録を受けると】

令和5年10月1日から登録を受けた場合、令和5年10月1日を含む課税期間は、登録日（令和5年10月1日）以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要です。

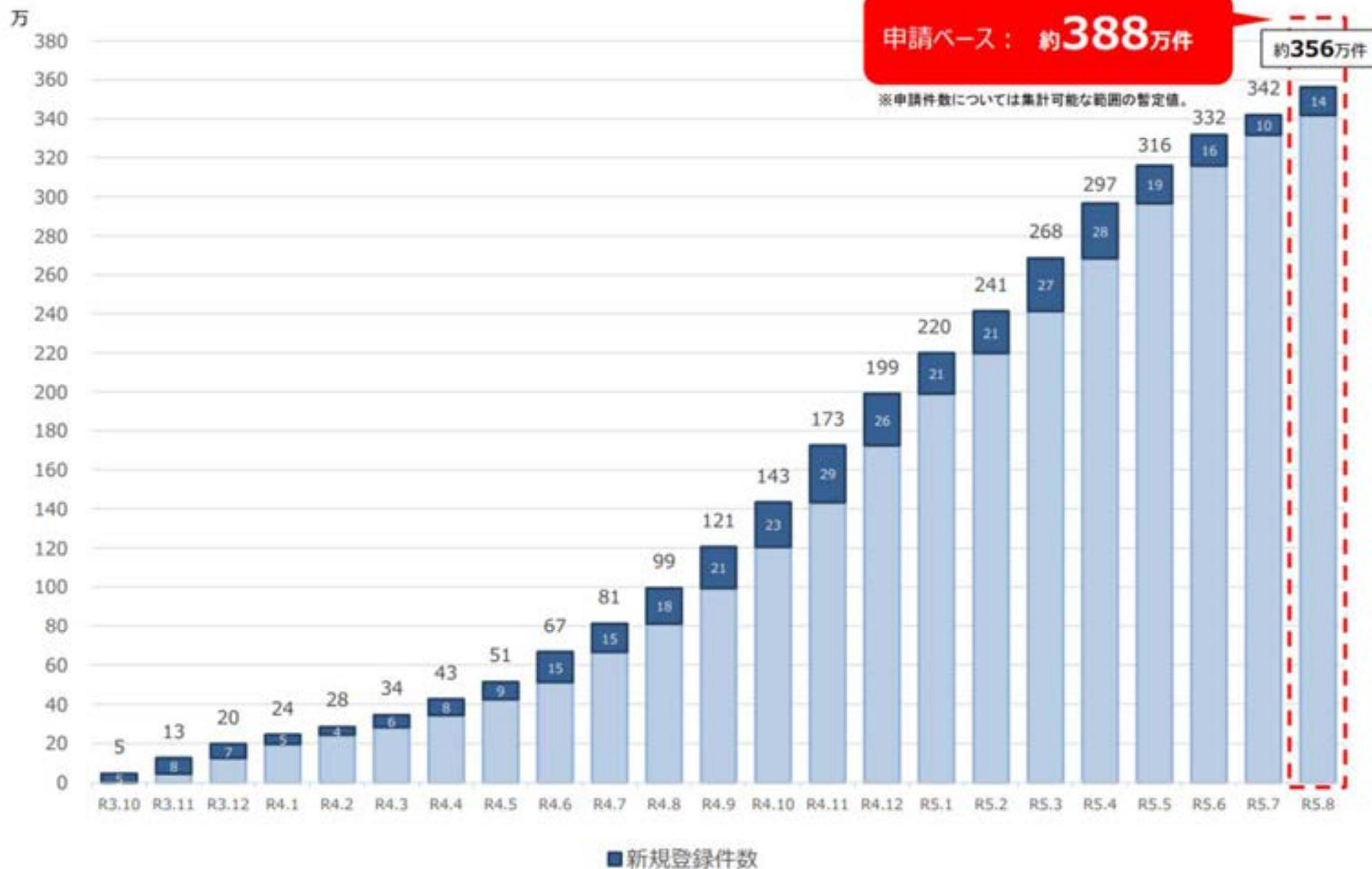
例：免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合)



# ○ 登録件数の推移

## インボイス登録件数の推移

令和5年8月末日付



## 【事業者間（BtoB）取引】

免税事業者⇒簡易課税の事業者

### インボイス不要

簡易課税の事業者（課税売上高5000万円以下）は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

課税事業者の4割弱は簡易課税事業者

免税事業者⇒本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、

- ・ 当初の3年間は**8割**、
  - ・ その後の3年間は**5割**
- は仕入税額控除が可能。

## 【対消費者（BtoC）取引】

### インボイス不要

消費者との取引はインボイスの交付が不要  
→ インボイス制度移行の影響を受けない取引

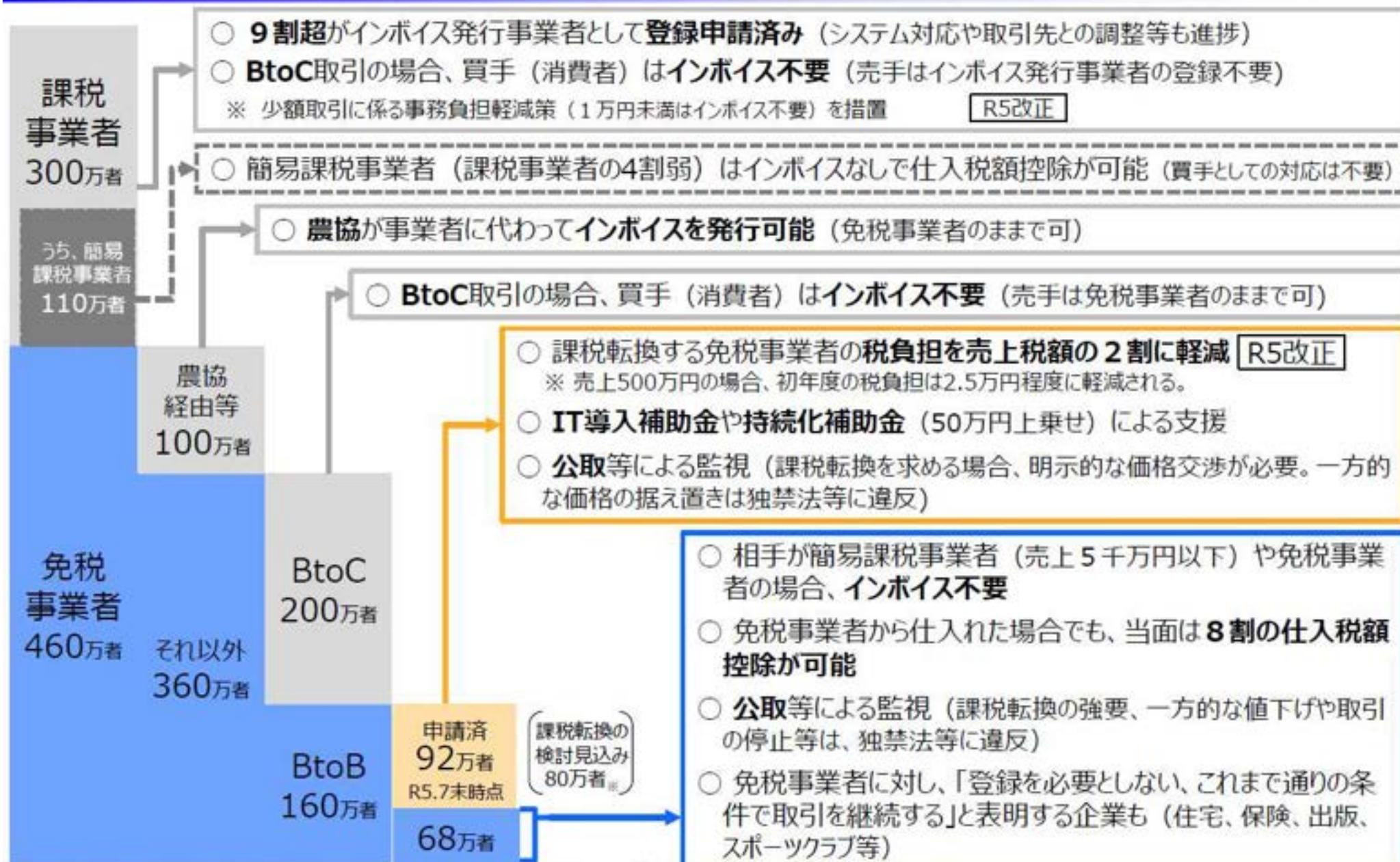
売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち  
約**6割**が消費者との取引

（参考）非課税取引が多い事業者（金融、保険、医療、介護、不動産等）との取引では、現行制度でも控除対象外。

# ○ インボイス制度への対応状況

令和5年8月25日 適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議資料より

## インボイス制度への対応状況等



※ 各事業者数は推計値（課税転換を検討している事業者数は、日本商工会議所のアンケート結果（令和4年5～6月調査）に基づく推計）

## 4 制度の定着に向けた取組

### インボイス制度後の税務調査の運用について

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。
  - ・ 従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。
  
- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、
  - ・ インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、  
※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
  - ・ 修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。
  
- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

# ○ インボイスの登録取消しについて

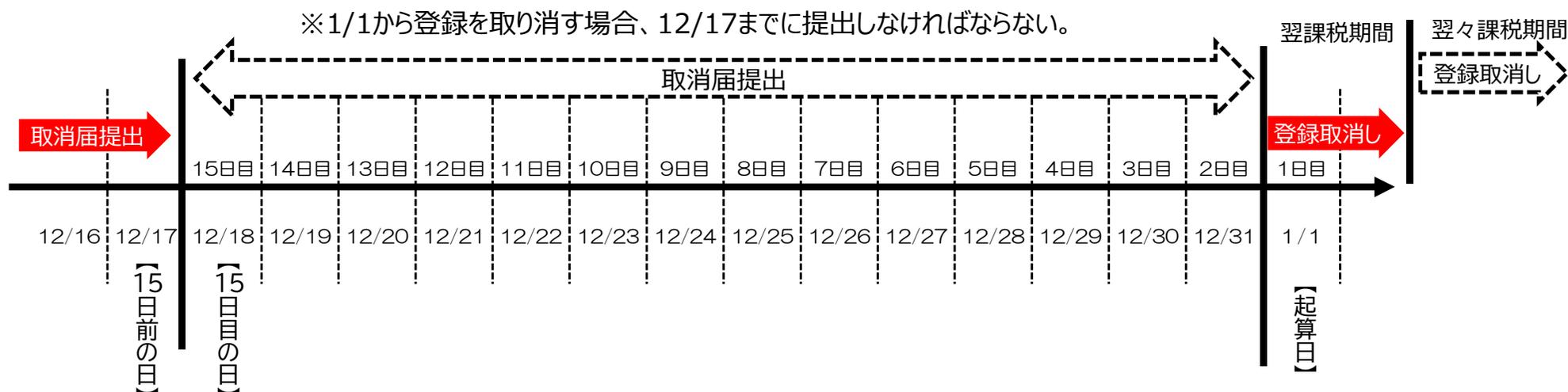
## 免税事業者のインボイス発行事業者への登録・取消し

		令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間	左記以後
取消手続	提出書類	登録の <b>取消しを求める旨の届出書</b> （登録日前は <b>取下書</b> ）	
	提出期限	取り消したい課税期間の <b>初日から起算して15日前の日</b> （注1、2） ※ 令和5年10月1日前までに同日を登録日として登録申請書を提出している事業者が、申請を取り下げる場合、取下書はその前日（9月30日（土））までに提出する必要がある（到達主義：郵送は9月29日（金）必着）。	
	取消し後の納税義務	<b>登録日から2年経過日の属する課税期間の末日までは納税義務あり</b> ※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者については、その登録日を含む課税期間の納税義務は生じるが、その翌課税期間からは基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合などは納税義務なし。	課税選択した課税期間の初日から2年経過日の属する課税期間の初日以後は、課税選択不適用届出書を提出することができ、この場合、当該届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間以後は、納税義務なし。

（注1）発信主義（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす）

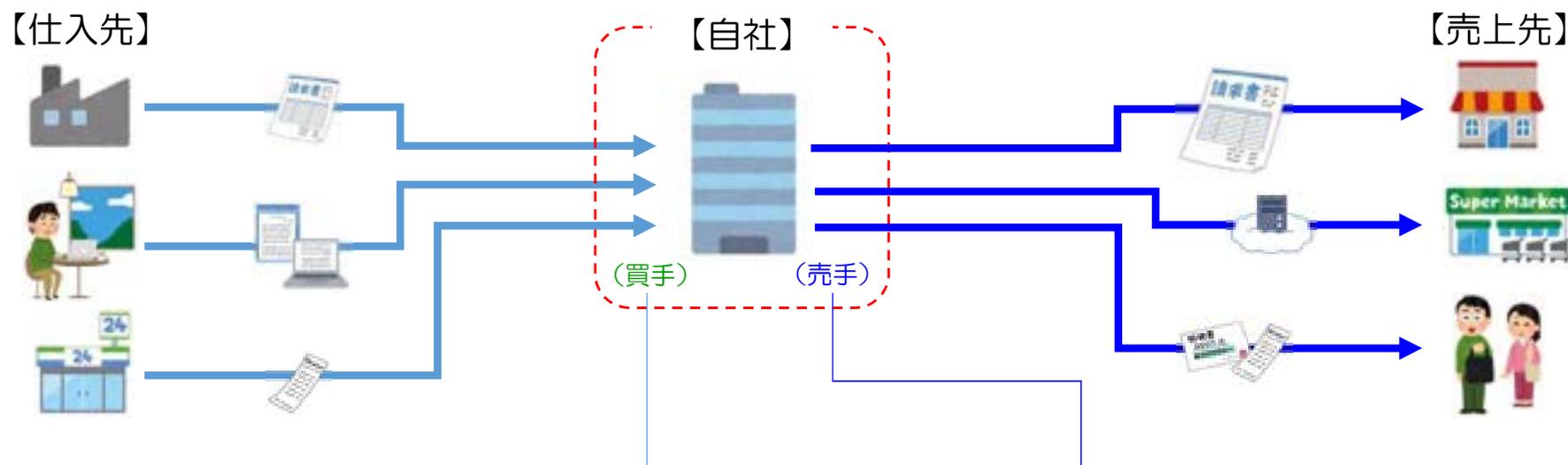
（注2）期限が土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。

登録取消手続：翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに、届出書を提出する必要がある、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。



# ○ インボイス制度対応に向けた準備のポイント

- 制度内容の大枠を把握して、**売手と買手のそれぞれの観点**で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



## ● 買手としての準備・対応の一例

※ 簡易課税を適用すれば、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除可能

- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取る請求書等**が、**インボイス対応しているか**を確認
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**
- 取引先等と**取引条件を交渉する社員**や**調達に関する社員・部門への周知**

## ● 売手としての準備・対応の一例

- **インボイス発行事業者となるか**検討・決定
- **自身が作成している書類**（請求書、納品書、レシート）を把握し**何をインボイスとするか**の検討
- どのように見直せば**インボイスとして記載事項を満たすか**を検討  
（税率、税額、登録番号の記載や端数処理）
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討  
（電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど）

## 2. 制度の開始に向けて特に ご留意いただきたい事項

# インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

## 登録申請期限

Q 10月1日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

**9月30日(土)まで**  
に申請書を提出する必要

- ・ e-Taxの場合、**9月30日(土)の23:59:59までの受付**となります
- ・ 郵送の場合、**9月30日(土)の通信日付印**のあるものまでとなります
- ・ 窓口提出の場合、**9月29日(金)の閉庁時間(17:00)まで**となります

※ **9月30日は土曜日**ですが、10月2日(月)まで**期限は延びません**。

## インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか？

**10月1日(日)の**  
**取引**から

具体的には**以下の日**が**10月1日以降**になる場合、交付義務が生じます

- ・ **モノの販売** : 出荷日、相手方の検収日など、**引渡しの日**として合理的な日
- ・ **サービスの提供** : 物の引渡しを要する場合は、**目的物の全部を引き渡した日**  
物の引渡しを要しない場合は、**役務の全部を完了した日**

※ 必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならないわけではありません。

### 【具体例】

① **令和5年9月中**の取引について令和5年**10月に請求**を行う場合 ⇒ インボイス対応の必要はありません

※ 令和5年9月以前にインボイス対応すること自体は問題ありません。

② **令和5年9月中**に請求書を出し令和5年**10月に納品**を行う場合 ⇒ インボイス対応の必要があります

⇒ この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

## 10月1日に登録通知が未達の場合の**売手**の対応

- 10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けるには、9月末までに登録申請書を提出する必要があるところ、提出した時期によっては、10月1日に登録通知書が届かないことも考えられる。
- その場合、売手としては、
  - ・ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する
  - ・ 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
  - ・ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する

といった対応が考えられるが、そのような**事後的な対応が困難な小売店等**においては、以下のような対応が可能となる。

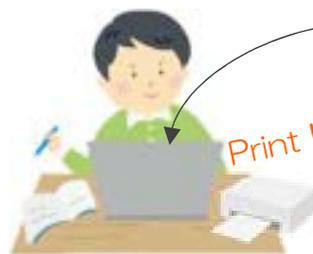
### 【小売店等の対応イメージ】

事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。登録は令和5年10月1日から受けられる見込みですが、通知が届いていないため、**インボイスの交付が遅れます**。したがって当店では…

**事業者のHP等において登録番号を掲示**し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷**などの方法により、レシートと併せて保存してください。

**買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



登録番号を教えてください



※ これらは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いであり、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要がある。

# 10月1日に登録通知が未達の場合の**買手**の仕入税額控除

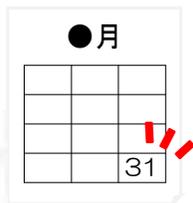
- 10月1日に登録通知が未達である事業者から課税仕入れを行い、売手から登録番号のない請求書等の受領を受けた場合、事後的にインボイスの交付を受ける又は登録番号のお知らせ等を受ける必要がある。
- しかしながら、売手における登録通知のタイミングによっては、買手の申告期限までにそうしたお知らせ等を受けることができないことも想定される。
- その場合、事前に売手が登録を受けることを確認していた買手は、**事後的に**交付されたインボイスや登録番号のお知らせを**保存する**ことを前提に、申告に当たって**仕入税額控除の適用を受ける**こととして差し支えない。

## 【買手の対応イメージ】

売手が登録を受けることを確認していたが、申告時には、**登録番号のない**請求書等の保存のみ

インボイスは後日  
交付します

とは言っていたけど、  
まだ送られてこない…



申告期限

登録番号なし

事後的にインボイス等を受領・保存することを前提に、仕入税額控除を行うことが可能



インボイスは事後的に  
保存できればいいのね！



仮に**受領できなかった場合**、**翌期**の仕入税額控除を調整することで差し支えない

結局インボイス登録  
できませんでした…

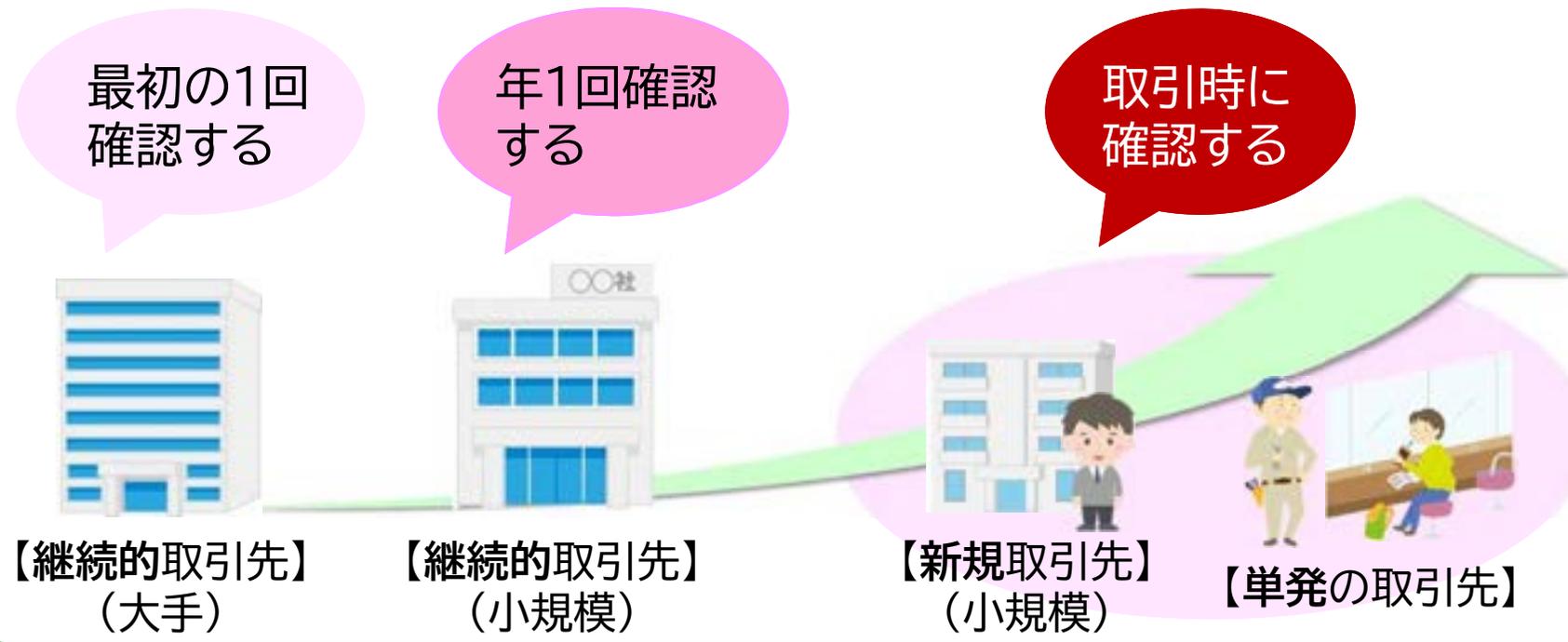
前期の修正申告じゃなくて、  
**当期**の仕入税額控除を減らす  
ことでもよいのね

区分記載請求書等としての記載  
があれば、**80%控除**が可能

## 受領したインボイスの**適正性**の確認

- インボイス制度が施行されたのち、適正なインボイスの保存がない仕入れについては仕入税額控除の適用を受けることができないため、受領したインボイスの登録番号が有効かどうかを「適格請求書発行事業者公表サイト」において確認できることとしている。
  - この点、**全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく**、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、**事業者においてその頻度等を判断**することとなる。
- ※ インボイス発行事業者の登録を受けた場合、自ら届出等しない限りその登録は有効であり、登録の取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえて検討する必要。

取引先の規模・関係性・取引の継続性などを踏まえ、判断する



取引に入る前の確認も重要です



※ 少額特例の適用を受ける者や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の2割とする特例）を選択する事業者は、仕入税額控除にインボイスの保存は不要であるため、上記対応は不要となる。

※ 「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用している場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能となる。

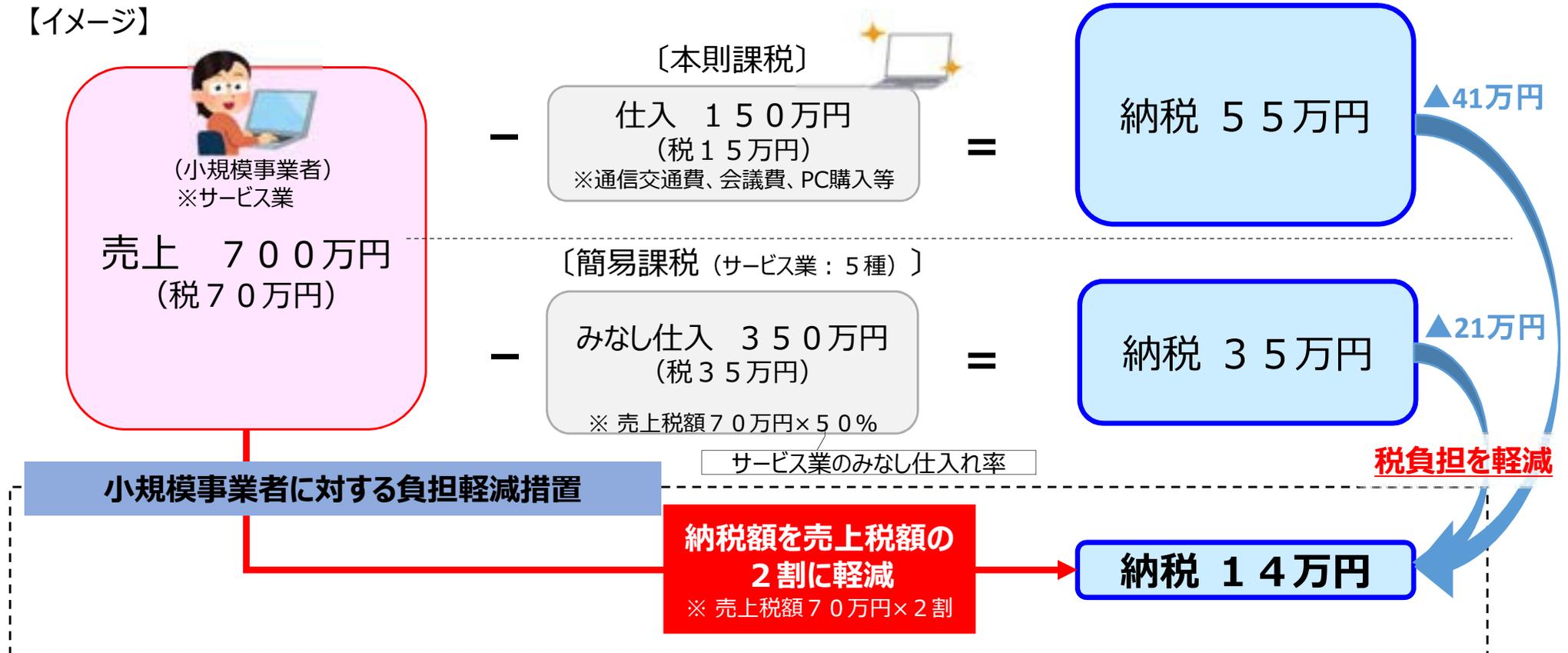
### 3. 令和5年度税制改正の内容

# ○ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）①

経過措置  
3年間

- 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する（3年間）**。
- これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

# ○ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）②

経過措置  
3年間

## 【適用に当たっての手続きについて】

② インボイス発行事業者が2割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する（記載欄に○を付ける）ものとする。

申告書における  
付記のイメージ

- 事前の届出は不要。
  - ※ 確定申告書に付記するだけ。
- 2年間の継続適用の縛りは無い。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも選択適用が可能。

The image shows a portion of a Japanese tax return form (消費税申告書). A red box highlights a specific field in the form, and a red arrow points from this box to a label '2割特例の適用' (Application of 20% Special Provision) located in a separate box at the bottom right of the slide. A yellow oval at the top of the slide contains the text '申告書における付記のイメージ' (Image of marking on the return form).

【消費税申告書】

2割特例  
の適用

# ○ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

経過措置  
6年間

○ 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

## 【制度の概要】

### 【対象者】

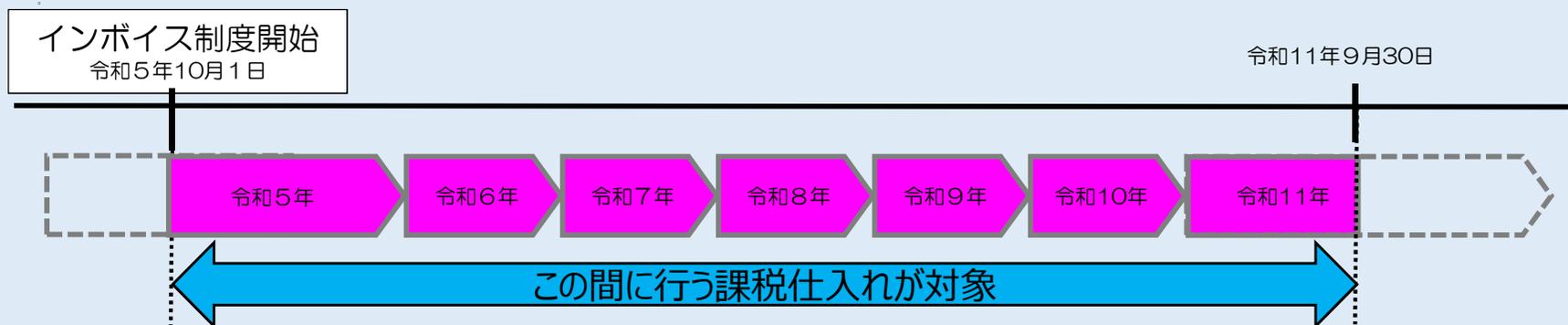
基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者

※ 特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額による判定はできない。

### 【対象期間】

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象

※ 課税期間の途中であっても令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、少額特例の対象とはならないので、仕入税額控除を受けるためにはインボイスと一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となる。



(注) 少額特例は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とするものであり、インボイス発行事業者の交付義務が免除されているわけではないので、インボイス発行事業者は課税事業者からインボイスを求められた場合には交付する必要がある。

# ○ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

恒久措置

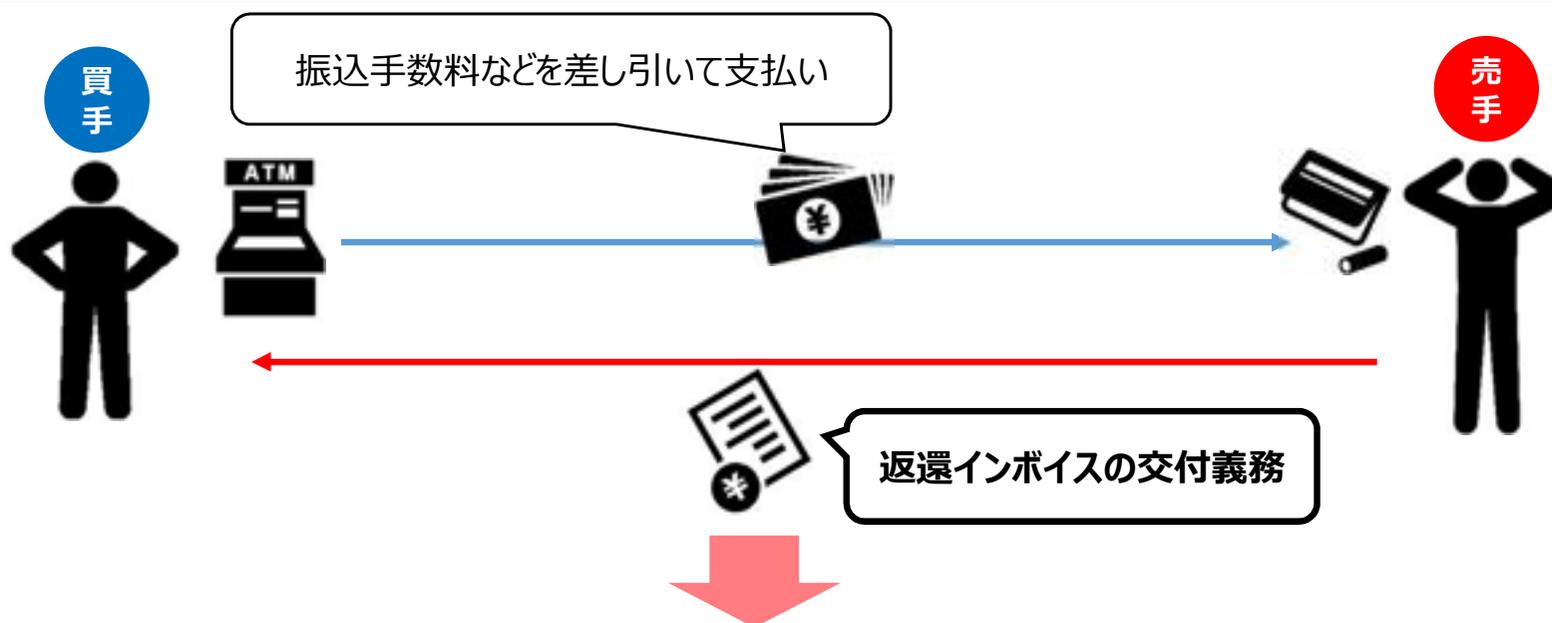
○ インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも**売手と買手の税率と税額の一一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（**返還インボイス**）の**交付義務が課される**こととなる。

○ この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

## 【改正内容】

○ 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



**改正内容：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする**

# 參考資料

# ○ インボイスの記載事項

## 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込みの場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】。  
 ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。  
 ※ 例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

### 【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日  
(株)△△  
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)  
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

#### 《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計  
 → 8%対象：27,060円（税抜き）  
 10%対象：28,158円（税抜き）
  - ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）  
 → 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円  
 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ インボイスの記載事項として**認められる**。

### 【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日  
(株)△△  
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)  
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合 算

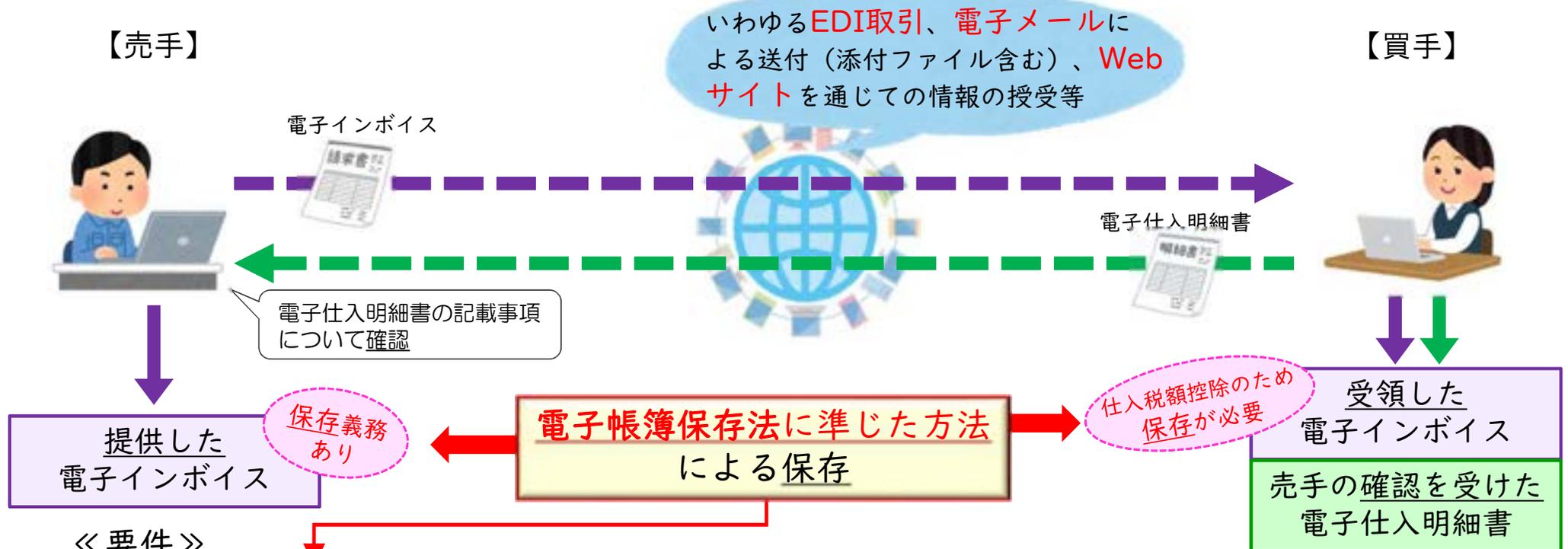
#### 《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計  
 ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

# ○ インボイス等の電磁的記録による提供（電子インボイス）

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



## 《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
    - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
    - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
    - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
    - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
  - ② システム概要書等の備付け
  - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
  - ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

詳しくは「電帳法Q&A」等をご確認ください。

# ○ 補助金のご案内

## ○IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)



生産性向上を目指す皆様へ

令和5年4月末  
時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援!
- **インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入でも利用可能!
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~3/4!**

### 通常枠

- ・生産性の向上を目指すITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします(最大2年間)。

### デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃します。

### 商流一括インボイス対応類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

### 複数社連携IT導入類型

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

### セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小規模に措置

## ○小規模事業者持続化補助金



地域を支える小規模事業者等の皆様へ

令和5年3月時点

「小規模事業者持続化補助金」  
が拡充されます

持続化補助金で販路開拓!!

### 【事業目的】

小規模事業者<sup>※</sup>等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

### 【補助上額】

50~200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。(最大250万円)

(詳細は、裏面をご確認ください)

### 【補助率】

2/3 (資金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3/4)

### 【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小規模に措置

詳細は、それぞれのホームページをご覧ください



# ○ 令和5年10月1日前後の取引に係る適用関係

【国税庁インボイスQ&A問38】

インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等に係る帳簿及びインボイス等の保存が原則として必要になるとのことですが、令和5年10月1日前後の取引において、売手における売上げの計上時期と買手における仕入れの計上時期が異なる場合、インボイス等の保存の要否についてどのように考えればよいでしょうか。

同じ取引であっても、**売手における売上げの計上時期**と**買手における仕入れの計上時期**が一致しない場合…

【例えば】

出荷基準によりR5年**9月**に  
課税売上げを計上

検収基準によりR5年**10月**に  
課税仕入れを計上

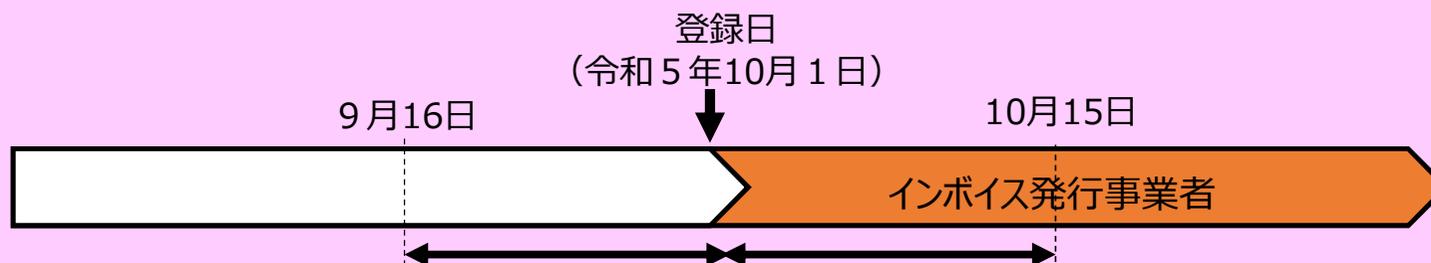


- 売手においては、インボイス制度開始前に行った取引であることから、買手からその取引についてインボイスの交付を求められたとしても、インボイスの交付義務はありません。このため、**買手においては、基本的に売手における課税売上げの計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が令和5年10月1日以後のものとなる取引から、仕入税額控除の適用を受けるためにインボイス等を保存する必要があること**になります。
- 上記の例のように、売手における課税売上げの計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が令和5年9月となる取引については、買手は区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます。

# ○ 登録日である令和5年10月1日をまたぐ請求書の記載事項

【国税庁インボイスQ&A問75】

当社は、令和5年10月1日にインボイス発行事業者の登録を受ける予定です。当社は、売上げの請求書について、毎月15日締めとしています。インボイス制度が開始する令和5年10月1日をまたぐ令和5年9月16日から10月15日までの期間に係る請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。



## 【原則】

登録日以後の取引につき買手の求めに応じてインボイスの交付義務が生じるため、買手の求めに応じ、令和5年9月以前（9/16～30）と、令和5年10月以降（10/1～15）の対価の額や消費税額について区分してインボイスを交付する必要があります。

## 【例外】

登録日が令和5年10月1日である場合については、買手において登録日前後の課税仕入れがいずれも仕入税額控除の対象となることから、登録日をまたぐ請求書をインボイスとするときには、**その前後の対価の額や消費税額を区分せずに交付することも認められます。**

（登録日前後を区分した請求書）

令和5年10月31日  
請求書  
△△商事株式会社  
令和5年9月分 (9/16~9/30)  
10%対象 ●●円 (消費税●●円) ✓  
8%対象 ●●円 (消費税●●円) ✓  
令和5年10月分 (10/1~10/15)  
10%対象 ●●円 (消費税●●円) ✓  
8%対象 ●●円 (消費税●●円) ✓  
登録番号 T1234567890123

（登録日前後を区分しない請求書）

令和5年10月31日  
請求書  
△△商事株式会社  
令和5年9月分 (9/16~10/15)  
10%対象 ●●円 (消費税●●円) ✓  
8%対象 ●●円 (消費税●●円) ✓  
登録番号 T1234567890123

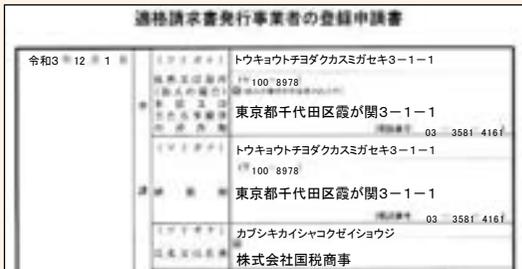
# ○ インボイス発行事業者となる場合（e-Tax）

**登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！**

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
  - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
ソフトウェア			
電子証明書	<b>必要</b>		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	<p style="text-align: center;"><b>問答形式</b>（画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの）</p> <p>画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面（「はい」、「いいえ」のいずれかを選択）</p> <p>選択結果に応じて画面遷移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税事業者用の画面に遷移</li> <li>免税事業者用の画面に遷移</li> </ul> </div> </div>		<p style="text-align: center;"><b>帳票形式</b></p> <p>書面と同様に各項目に入力するイメージ</p> 
利用可能者	法人・個人事業者		法人・個人事業者
代理送信	可能		可能
	個人事業者のみ(※)		
	不可		

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

# ○ インボイス制度に関するお問合せ先

## インボイス制度に関するお問い合わせ先

### ○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

### ○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）  
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年4月改訂）](#)」

※ 消費税の一般的な事柄及び手続については、「[消費税のあらまし](#)」等をご覧ください。

# ○ 消費税の基本的な仕組み（課税の判定）

## 課税となるかの判定

国内取引か

NO →

↓ YES

事業者が事業として行った取引か

NO →

↓ YES

対価を得て行った取引か

NO →

↓ YES

資産の譲渡・貸付け、役務の提供か

NO →

↓ YES

非課税取引か

YES →

↓ NO

免税取引か

YES →

↓ NO

課 税

不課税（課税の対象外）取引

非課税

免 税

# ○ 消費税の基本的な仕組み（非課税取引）

## 非課税取引

非課税取引

税の性格から課税対象とすることになじまないもの

- ① 土地の譲渡、土地の貸付け
- ② 有価証券、支払手段などの譲渡
- ③ 利子に対価とする金銭の貸付けなど
- ④-1 郵便切手、印紙などの譲渡
- ④-2 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑤-1 住民票・戸籍抄本の交付等の行政サービス手数料など
- ⑤-2 外国為替など

社会政策的な配慮に基づくもの

- ⑥ 社会保険医療など
- ⑦-1 介護保険法に基づく居宅サービスなど
- ⑦-2 社会福祉事業など
- ⑧ 助産
- ⑨ 埋葬料、火葬料
- ⑩ 身体障害者用物品の譲渡など
- ⑪ 授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明等手数料など
- ⑫ 教科用図書の譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

# ○ 消費税の基本的な仕組み（不課税取引）

## 不課税取引

### ○ 課税の対象にならない取引とは

国外で行う取引、事業者が事業として行う取引ではない取引（個人事業者が行う生活用資産の譲渡など）、対価性のない取引並びに資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない取引は、課税の対象にならない。

《具体例》

不課税取引	給与収入のみの者の自家用車の売却	事業者が事業として行うものではないので、課税されない。
	寄附金、祝金、見舞金、補助金など	一般に対価として授受されるものではないので、原則として課税されない。
	試供品、見本品の提供	無償で提供する限り、課税されない。
	保険金、共済金の受領	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない。
	剰余金の配当、出資の分配金など	株主や出資者としての地位に基づいて支払われるものであり課税されない。
	資産の廃棄、盗難、滅失	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない。
	損害賠償金	心身又は資産に対して加えられた損害に対するものは課税されない。
	国外取引	国内において行われる取引ではないので、課税の対象とならない。

# ○ 消費税の基本的な仕組み（課税仕入れ）

## 課税仕入れとは何か

### ○ 「課税仕入れ」とは

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること。

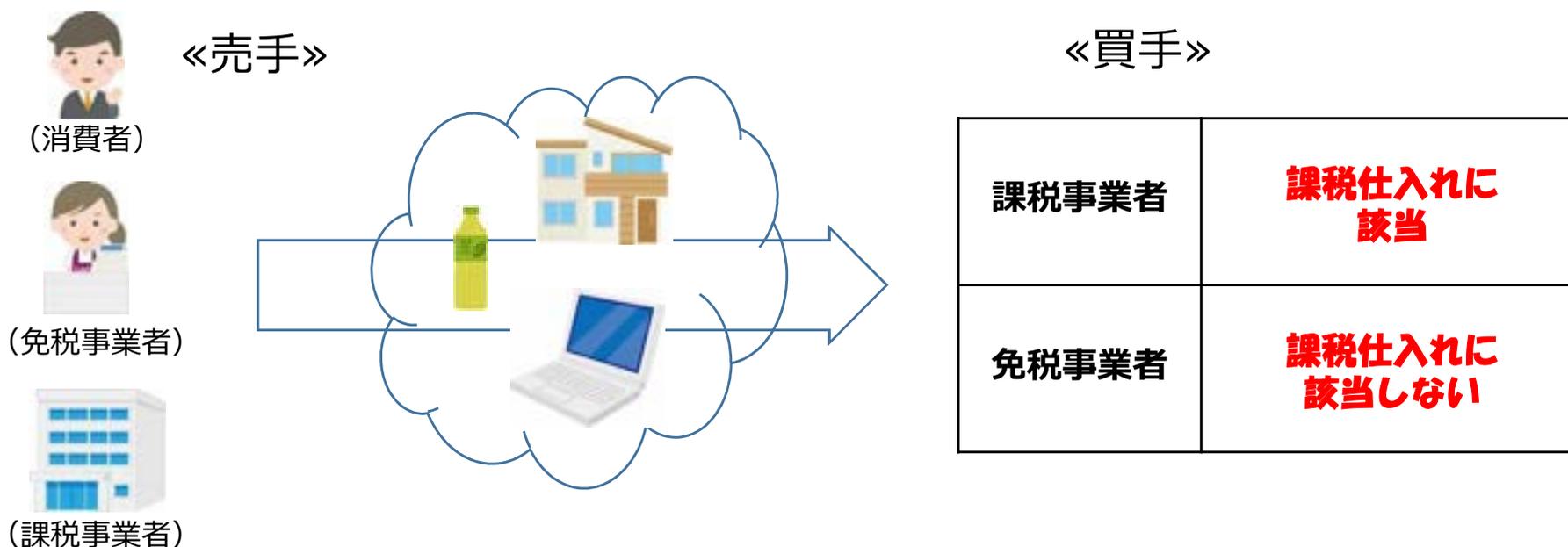
(注)

- 1 「課税仕入れ」は、「他の者」が事業として資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたと仮定（事業者が事業としてに該当）した場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、消費税が免除されるもの以外のものに限られる。
- 2 「他の者」には、課税事業者に限らず、免税事業者や消費者も含まれる。
- 3 「役務の提供」には、給与等を対価とする役務の提供を含まない。

### ○ 課税仕入れの範囲、対象

課税仕入れには、課税事業者から資産の譲り受け、借り受け又は役務の提供を受けるもののほか、免税事業者や消費者からのものであってもそれが事業として行われたものであれば、その範囲に入ることとなる。

具体的には商品の仕入れのほか、備品、消耗品の購入や貨物自動車、建物等の固定資産の購入も含まれる。ただし、非課税や免税、不課税とされる取引については、課税仕入れには含まない。



# インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月  
(令和5年4月  
改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

申請手続



現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。以下も併せてご参照ください。

## ① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

- ① 国税庁  
ホームページへ



## ② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

- ② 公正取引委員会  
ホームページへ



## ③ インボイス制度への対応に関連する補助金

インボイス制度への対応に当たり、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットご参照ください。

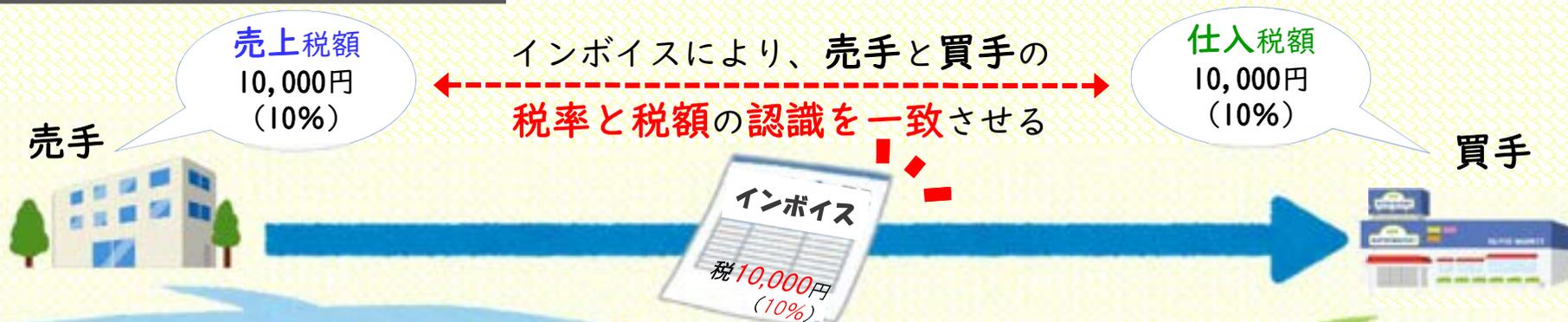
- ③ IT導入補助金  
リーフレット



- ④ 小規模事業者  
持続化補助金  
リーフレット

## インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



### 買手の求めに応じインボイスを交付

- ※ 事前にインボイス発行事業者の登録手続が必要
- ※ 課税事業者のみ発行が可能

インボイスを保存して  
仕入税額控除を適用

# インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



## まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

### 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は2割特例※1により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。※1 納付税額を売上税額の2割とする特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象）
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。  
※2 一定規模以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができるため、インボイスの保存は必要ありません。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

### 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（2割特例や簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

### 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

# インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

## 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

## 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

## 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

## インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

## 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

# インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

- 2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
  - 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
  - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
  - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
  - 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です（ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります）。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
  - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
  - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
  - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
  - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
  - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
  - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
  - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
  - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
  - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）